

○筑波大学校友会会則

制定 平成29年1月21日

改正 平成30年2月4日

改正 平成30年9月17日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、筑波大学校友会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、茨城県つくば市天王台1丁目1番1筑波大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、筑波大学（統合前の図書館情報大学を含む。第5条において同じ。）関係者の連帯意識を醸成するとともに、同窓生と在学生・教職員との連携を進めることにより、ネットワークの拡大と世代を超えた交流を図り、帰属意識の一層の向上に努めるとともに、より強力で一体化した親睦の支援活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流及び親睦に寄与する事業
- (2) 筑波大学との連携及び協力を推進する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(正会員)

第5条 本会は、次に掲げる者で会費を納めたものを正会員とする。

- (1) 筑波大学の卒業生、及び修了生（在学した者を含む。）
- (2) 筑波大学の在学生
- (3) 筑波大学の役員及び教職員（退職した者を含む。）
- (4) その他理事会が特に認めた者

2 正会員は、会長に申し出て、退会することができる。

(賛助会員)

第6条 本会は、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、理事会が承認したものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、会長に申し出て、退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は品位を害する行為があったとき。
- (2) 本会の秩序を乱したとき。
- (3) 故意又は重大な過失によって、本会に損害を与えたとき。

第3章 役員等

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人

- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事 30人以内
- (4) 幹事
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第9条 会長及び副会長は、理事の中から理事会の推薦に基づき、総会において選任する。

2 理事は、次の各号に掲げるの中から総会において選任する。

- (1) 正会員
- (2) その他理事会が必要と認めた者

3 幹事は、次の各号に掲げる者のうちから理事会において選任する。

- (1) 正会員
- (2) その他理事会が必要と認めた者

4 監事は、正会員のうちから、理事会の推薦に基づき、総会において選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1期2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて在任することはできない。

2 前項の規定に関わらず、会長の役員としての任期には、副会長及び理事としての任期は含まないものとする。

3 第1項の規定に関わらず、副会長の役員としての任期には、理事としての任期は含まないものとする。

4 欠員が生じた場合の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第11条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長が会長の任務を代行する。
- (3) 理事は、理事会の議決に基づき、会務を執行する。
- (4) 幹事は、理事の会務の執行を補佐するとともに、事務局と連携し、第4条に規定する事業を行う。
- (5) 監事は、会計及び会務を監査する。

(顧問)

第12条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要事項について助言する。
- 4 顧問は、総会及び理事会に出席することができる。

第4章 会議

(総会)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は年1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 総会は、次の事項について協議し決議する。
 - (1) 会長、副会長、理事及び監事の選任に関する事項

(2) 決算の承認に関する事項

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長が指名する者がその議長となる。

3 理事会は、次の事項を協議し決議する。

- (1) 会則の改廃に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会長、副会長及び監事の総会への推薦に関する事項
- (4) 幹事の選任に関する事項
- (5) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (6) 総会に付議する重要な事項
- (7) 会員の除名に関する事項
- (8) その他本会の運営に関し必要な事項

4 前項各号の協議及び議決内容については、総会に報告するものとする。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催し、議決することができない。

6 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の規定にかかわらず、第3項第1号に掲げる事項は、理事の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意をもって決する。

8 前3項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決とする旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(幹事会)

第15条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会は、理事会の要請に応じ会長が招集し、会長が指名する者がその議長となる。

3 幹事会は、次の事項を協議し決議する。

- (1) 理事会から付託された事項
- (2) 本会の運営及び事業実施に関する事項

4 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、幹事が幹事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる幹事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決とする旨の幹事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第5章 会計

(運営経費)

第16条 本会の運営経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

(事務局)

第19条 本会に、その業務を処理するために、事務所に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局長は、理事の中から理事会が推薦し会長が指名する。
- 4 事務局次長は、理事会が指名する。
- 5 事務局長は、会長の命を受け、事務局の業務を総理する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 事務局に、その他所要の職員を置くことができる。
- 8 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

第7章 雑則

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成29年1月21日から施行する。
- 2 第9条第1項の規定に関わらず、設立当初の会長は、筑波大学校友会設立総会（以下「設立総会」という。）において選任する。ただし、その場合の任期は、第10条の規定に関わらず、平成33年3月31日までとする。
- 3 第9条第1項の規定に関わらず、設立当初の副会長は、この会則施行後、最初に開催される理事会において選任する。ただし、その場合の任期は、第10条の規定に関わらず、平成33年3月31日までとする。
- 4 第9条第2項の規定に関わらず、設立当初の理事は、設立総会において選任する。ただし、その場合の任期は、第10条の規定に関わらず、平成33年3月31日までとする。なお、この任期については、同条第1項ただし書に規定する役員としての任期の計算においては、1期2年とみなす。
- 5 この会則施行後、最初に選任される幹事の概ね半数の者の任期は、第10条第1項ただし書に規定する役員としての任期に含まないものとし、その振り分けは理事会において決定する。
- 6 第9条第4項の規定に関わらず、設立当初の監事は、この会則施行後、最初に開催される理事会において選任する。ただし、その場合の任期は、第10条の規定に関わらず、平成33年3月31日までとする。
- 7 第18条の規定に関わらず、設立当初の会計年度は平成29年1月21日に始まり、平成29年3月31日に終わる。
- 8 この会則は暫定的なものとし、この会則施行後、最初に開催される理事会において確定する。

附 則 (平30. 2. 4)

- 1 この会則は、平成30年2月4日から施行する。
- 2 第13条の規定に関わらず、総会が有する権能については、当面の間は理事会が代行する。

附 則（平 30. 9. 17）

- 1 この会則は、平成 30 年 9 月 17 日から施行する。